

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

会議資料

(書面開催)

令和8年1月27日

午前8時00分開催

農林水産部畜産課

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次第

日時：令和8年1月27日
午前8時から
※書面により開催

1 開 会

2 議 題

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について
- (2) 防疫措置計画等について
- (3) 本部長からの指示について
- (4) 野鳥監視の強化について

3 閉 会

千葉県高病原性鳥インフルエンザ対策本部員名簿

本部長	千葉県知事	熊谷 俊人
副本部長	副知事	高梨 みちえ
	副知事	黒野 嘉之
本部員	総務部長	前田 敏也
	総合企画部長	三神 彰
	防災危機管理部長	青柳 徹
	健康福祉部長	岡田 慎太郎
	保健医療担当部長	山口 敏弘
	環境生活部長	井上 容子
	商工労働部長	関 雄二
	農林水産部長	高橋 輝子
	県土整備部長	四童子 隆
	会計管理者	木村 文和
	企業局長	野村 宗作
	病院局長	山崎 晋一朗
	教育長	杉野 可愛
オブザーバー	千葉県市長会長	小泉 一成
	千葉県町村会長	岩田 利雄
	旭市長	米本 弥一郎
	警察本部（警備部参事官）	廣川 大介
事務局	農林水産部 次長	藤井 浩一
	環境生活部 次長	古谷野 久美子
	健康福祉部 次長	出浦 和彦
	農林水産部畜産課長	江森 美香

対策本部体制図

県 対 策 本 部

本部長：知事
副本部長：両副知事

本部員	総務部長 総合企画部長 防災危機管理部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長
(オブザーバー)	千葉県市長会長 千葉県町村会長 市町村長 県警察本部長が指名する者 防衛省陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団長が指名する者 その他、対策本部長が必要と認める者

対策本部事務局
事務局長：
農林水産部長
事務局次長：
農林水産部次長
環境生活部次長(事)
健康福祉部長が指名する者

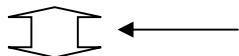
総務広報班 9名
防疫指導班 5名
焼埋却班 6名
安全対策班 4名(6名*)
流通指導班 5名

現 地 対 策 本 部

本部長：農林水産部次長(技)
副本部長：東部家畜保健衛生所長

現地対策本部員	地域振興事務所長 健康福祉センター長 食肉衛生検査所長 農業事務所長 畜産総合研究センター長 家畜保健衛生所長 土木事務所長 市町村長 その他、現地対策本部長が必要と認める者
(オブザーバー)	警察署長 農業協同組合長 家畜診療所長 その他、地域関係機関の長

連絡調整会議連絡担当



連絡調整会議

総務部	総務課長	環境生活部	環境政策課長	農林水産部	農地・農村振興課長
	学事課長		自然保護課長		環境農業推進課長
	総務ワークステーション所長		循環型社会推進課長		耕地課長
総合企画部	政策企画課長	商工労働部	廃棄物指導課長	県土整備部	畜産課長
	報道広報課長		くらし安全推進課長		県土整備政策課長
防災危機管理部	危機管理政策課長	農林水産部	経済政策課長	道路環境課長	道路環境課長
	健康福祉政策課長		経営支援課長		出納局
健康福祉部	疾病対策課長*		農林水産政策課長	企業局	総務企画課長
	医療整備課長*		団体指導課長	病院局	経営管理課長*
	薬務課長*		販売輸出戦略課長	教育庁教育振興部	保健体育課長
	衛生指導課長		担い手支援課長	県警察本部	県警本部長が指名

*高(低)病原性鳥インフルエンザ発生時に応



令和8年1月27日
農林水産部畜産課
043-223-2929

高病原性鳥インフルエンザ「疑似患畜」の発生について（第2報）

旭市の農場で飼養されているうずらについて、本日8時に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されたので、その概要をお知らせします。

※疑似患畜とは：家畜伝染病予防法において、患畜となるおそれがある家畜のことで、確定した場合、殺処分などの防疫措置を講じることとなります。

1 概要

所 在 地：旭市

飼育状況：うずら 約10.8万羽

2 県の対応

- (1) 家畜伝染病予防法に基づき、県内全家きん飼養農場にまん延防止のための消毒命令を発出
- (2) 当該農場で家きん等の殺処分等、防疫措置を実施
- (3) 発生農場の半径3km区域内の鶏等の移動を禁止し、3~10km区域内の鶏等の区域外への搬出を禁止する旨の公示
- (4) 発生農場の周辺地域で、消毒ポイント3か所の設置及び路面消毒を実施

【報道機関へのお願い】

- 1 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、家きん飼養農場の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 2 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、御協力をお願いします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

防 疫 措 置 計 画

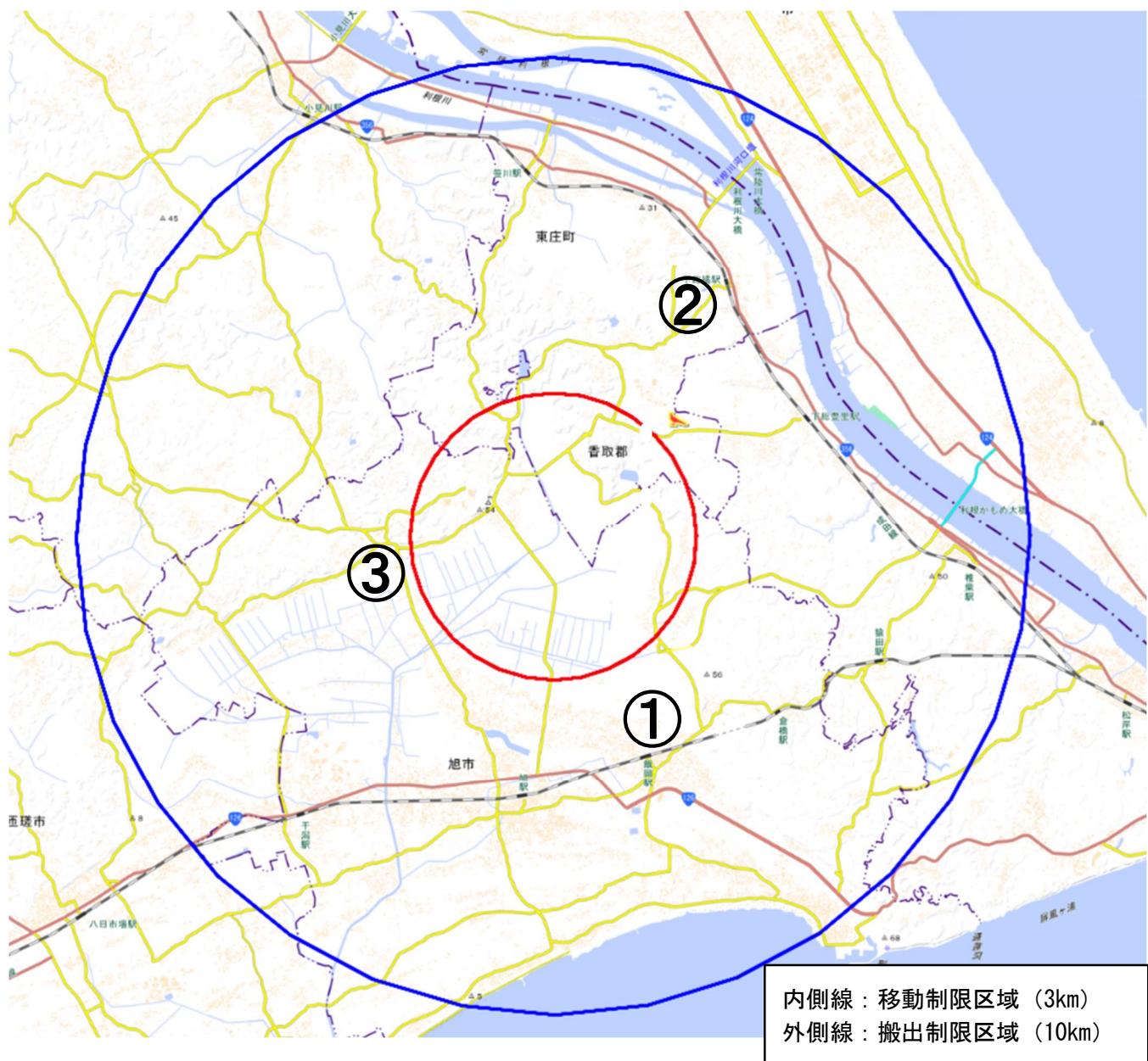
I 農場概要と殺処分対象羽数

1 対象農場	所在地	旭市	備考
2 殺処分対象	施設番号	対象羽数	
うずら	1号舎	90,000羽	発生舎
うずら	2号舎	18,000羽	育雛舎 中雛舎
処分対象羽数 計		108,000羽	

II 移動制限区域・搬出制限区域内の家きん農場数・飼養羽数(発生農場除く)

区分（種類等）	移動制限区域（半径3km以内）		搬出制限区域（半径3~10km）	
	農場数	飼養羽数	農場数	飼養羽数
採卵鶏	4	163,100	3 6	4,533,915
ブロイラー	0	0	7	432,100
うずら	1	110,000	3	400,000
計	5	273,100	4 6	5,366,015

III 消毒ポイント設置場所



消毒 ポイント 番号	消毒ポイント	住所地	開設日時・運営時間
①	旭市役所海上庁舎	旭市高生 1	令和 8 年 1 月 27 日 午前 7 時～【24 時間運営】
②	旧東庄町病院跡地	東庄町石出 1988-1	令和 8 年 1 月 27 日 午前 7 時～【24 時間運営】
③	旭市ひかた市民センター	旭市南堀之内 10	令和 8 年 1 月 27 日 午前 7 時～【24 時間運営】

IV 防疫措置スケジュール

知事指示

本日、本県において今季初となる高病原性鳥インフルエンザの「疑似患畜」を確認しました。

本県養鶏業等への影響を最小限に抑えるため、県を挙げて、まん延防止に努めていく必要があります。このため、以下のとおり指示します。

- 1 感染拡大のリスクを最小限に抑えるため、防疫作業を早期かつ確実に終了させること
- 2 法に基づき、移動制限及び搬出制限区域の設定、並びに消毒ポイントの設置により、まん延防止に万全を期すこと
- 3 現地対策本部においては、殺処分等の防疫作業が円滑に進められるよう、地元旭市及び関係団体と緊密に連携を図ること
- 4 県内すべての家きん飼養農場に対し、改めて感染防止対策の徹底を強く呼び掛け、必要に応じて指導を行うなど、発生抑止に最大限取り組むこと
- 5 不安と混乱が生じないよう、速やかに正確な情報を県民に提供すること

以上

野鳥監視の強化について

令和8年1月27日
環境生活部

旭市内の家きん飼養施設における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、環境省は本日、発生農場を中心とする半径10km圏内の区域を野鳥監視重点区域に指定しました。

これを踏まえ、県では、環境省公表に合わせて県のホームページで公表するとともに、当該区域内の野鳥の生息状況や死亡野鳥の有無等の状況調査等により、野鳥の監視を強化してまいります。